

## (第四面)

平成 15 年告示第 274 号第 1 第三号 天井裏等の措置

完了・北九州様式その 3 - 2 (シックハウス適用建築物)

A		【第三号口】 面材の種別選定により化学物質の発散を抑制する措置									
確認を行った 部位	材料の種類等 照合内容						照合を行った 設計図書	設計図書の 内容について 設計者に確 認した事項	照合方法	照合結果	
	面材の 種類	材料名	材料の 品番	材料の 種別、規格 又は認定番号	接着材 の有無	塗装 の有無					
天井裏 小屋裏 床下 壺						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
換気経路でない収納						・無 ・有 (品番、等級)	・無 ・有 (品番、等級)	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適
						・無 ・有 ( )	・無 ・有 ( )	・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適

(注)この様式は、居室に機械換気設備を設けることによって、負圧になる場合に必要となる措置を記入するものである。A～Cのいずれかの措置を選択したかについて表にその内容を記載すること。

## (第四面)

平成 15 年告示第 274 号第 1 第三号 天井裏等の措置

完了・北九州様式その 3 - 2 (シックハウス適用建築物)

B										【第三号イ】 気密層・通気止め等により化学物質の居室への流入を抑制する措置			
確認を行った部位 照合内容								照合を行った 設計図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合内容	照合結果		
室名													
天井裏等								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適		
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適		
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適		
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適		
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適		
凡例													
特記事項													

C												【第三号本文】 機械換気により居室の空気圧を天井裏等の空気圧以上とする措置			
確認を 行った部位	換気の種類等 照合内容							照合を行った 設計図書	設計図書の内容 について設計者 に確認した事項	照合内容	照合結果				
	換気の種類	給気機の 型式	給気機の 規格又は 能力	排気機の 型式	排気機の 規格又は 能力	給気口	排気口								
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適				
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適				
								・確認申請図書 ・( )	・無 ・( )	・受入時に検査 ・工程終了時に 現場で照合	・適				

(注)この様式は、居室に機械換気設備を設けることによって、負圧になる場合に必要となる措置を記入するものである。A～C のいずれかの措置を選択したかについて表にその内容を記載すること。